

特定飼養施設の構造及び規模に関する基準の細目の一部を改正する件新旧対照条文

特定飼養施設の構造及び規模に関する基準の細目（平成十八年一月環境省告示第二十一号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

| 改正 | 現行 |
|---|---|
| <p>（用語）</p> <p>第一条 この告示において使用する用語は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第五号。以下「法」という。）及び動物の愛護及び管理に関する法律施行規則において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 「水槽型施設等」とは、水槽又はこれに類する施設であつて、次に掲げるすべての要件を満たすものをいう。</p> <p>イ～二（略）</p> <p>ホ 開口部が閉じた状態であつても、外部から特定動物の状況を確認できるものであること。</p> <p>ハ・ト（略）</p> | <p>（用語）</p> <p>第一条 この告示において使用する用語は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第五号。以下「法」という。）及び動物の愛護及び管理に関する法律施行規則において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 「水槽型施設等」とは、水槽又はこれに類する施設であつて、次に掲げるすべての要件を満たすものをいう。</p> <p>イ～二（略）</p> <p>ホ・ヘ（略）</p> |